

令和5年第回3八雲町議会定例会会議録（第3号）

令和5年9月13日

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 認定第1号から認定第9号まで
令和4年度各会計歳入歳出決算認定に係る各案
(決算特別委員会委員長報告)
- 日程第 3 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第 4 報告第2号 株式会社青年舎の経営状況の報告について
- 日程第 5 報告第3号 株式会社木蓮の経営状況の報告について
- 日程第 6 同意第1号 八雲町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を
求めることについて
- 日程第 7 同意第2号 八雲町農業委員会委員の任命に関し同意を求めること
について
- 日程第 8 同意第3号 八雲町教育委員会委員の任命に関し同意を求めること
について
- 日程第 9 発委第1号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書
- 日程第10 発議第1号 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する
適正な診療上の評価等を求める意見書
- 日程第11 発議第2号 現行の健康保険証の存続を求める意見書
- 日程第12 発議第3号 下水サーベイランス事業の実施を求める意見書
- 日程第13 発議第4号 福島第1原発にたまる処理水の海洋放出中止を求める意
見書
- 日程第14 発議第5号 脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラー・エコノミー
(循環型経済)の推進を求める意見書
- 日程第15 発議第6号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産
業施策の充実・強化を求める意見書
- 日程第16 発議第7号 東京電力福島第1原発にたまる処理水放出によって生じ
る「課題」に迅速に取り組むことを求める意見書
- 日程第17 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について
- 日程第18 議員派遣の件

○出席議員（13名）

1番	赤井睦美君	2番	佐藤智子君
3番	横田喜世志君	4番	大久保建一君
5番	関口正博君	6番	宮本雅晴君
7番	倉地清子君	8番	三澤公雄君
9番	牧野仁君	10番	安藤辰行君
議長	12番 能登谷正人君	副議長	13番 黒島竹満君
	14番 千葉隆君		

○欠席議員（1名）

11番 斎藤實君

○出席説明員

町長	岩村克詔君	副町長	成田耕治君
総務課長	竹内友身君	政策推進課長	川口拓也君
併選挙管理委員会事務局長			
会計管理者	阿部雄一君	財務課長	川崎芳則君
兼会計課長			
住民生活課長	石黒陽子君	保健福祉課長	戸田淳君
環境水道課長	横田盛二君	建設課長	藤田好彦君
		兼公園緑地推進室長	
商工観光労政課長	井口貴光君	水産課長	田村春夫君
兼サーモン推進室参事		兼サーモン推進室参事	
農林課長	石坂浩太郎君	落部支所長	佐藤尚君
教育長	土井寿彦君	学校教育課長	三坂亮司君
		学校給食センター長	
社会教育課長			
兼図書館長	佐藤真理子君	体育課長	伊藤勝君
郷土資料館長			
町史編さん室長			
監査委員	千田浩文君		
総合病院事務長	竹内伸大君	総合病院庶務課長	長谷川信義君
		総合病院地域医療連携課長	
総合病院医事課長	加藤貴久君	兼総合病院庶務課参事	佐々木裕一君
消防長	堤口信君	八雲消防署長	河井治彦君
八雲消防署庶務課長	中野悟司君	八雲消防署警防救急課長	関晃弘君

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

熊石総合支所長			
兼地域振興課長	野口義人君	地域振興課参事	小笠原一信君
併熊石教育事務所長			
住民サービス課長	北川正敏君	産業課長	吉田一久君
		兼サーモン推進室参事	
熊石消防署長	藤村勉君	熊石国保病院事務長	福原光一君

○出席事務局職員

事務局長	三澤聡君	併議会事務局次長	成田真介君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶務係長	菊地恵梨花君		
併監査委員事務局監査係			

[開議 午前10時00分]

◎ 開会・開議宣告

○議長（千葉 隆君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（千葉 隆君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、佐藤智子さんと牧野仁君を指名いたします。

◎ 諸般の報告

○議長（千葉 隆君） これより局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（三澤 聡君） ご報告いたします。

本日の会議に、決算特別委員会に付託をした令和4年度各会計歳入歳出決算認定に係る審査報告書が提出されております。

次に、総務経済常任委員会より意見書1件、議員発議による意見書7件、議会運営委員会より閉会中の継続調査申出書1件、議員派遣の件1件が提出されております。

本日の会議に、斎藤實議員、欠席する旨の届け出がございます。

以上でございます。

◎ 日程第2 認定第1号から認定第9号

○議長（千葉 隆君） 日程第2、認定第1号から認定第9号まで、令和4年度各会計歳入歳出決算認定にかかる各案を、一括議題といたします。

本件は、かねて審査を付託しておりました、決算特別委員会からの報告書を受けて、議題とするものであります。

報告書は、お手元に配布のとおりであります。

決算特別委員会委員長より、発言を求められておりますので、これを許します。

○決算特別委員会委員長（佐藤智子君） 議長、決算特別委員会委員長。

○議長（千葉 隆君） 佐藤委員長。

○決算特別委員会委員長（佐藤智子君） 決算特別委員会委員長として、補足説明をいたします。

去る9月7日の本会議で付託がありました、認定第1号、令和4年度八雲町一般会計歳入歳出決算認定をはじめ、認定第9号までの各特別会計及び、公営企業会計決算認定の審査にあたるため、9月7日、8日、11日の3日間にわたり委員会を開催いたしました。

議長及び議会選出の監査委員を除く全議員で構成する委員会でありますので、その審査

の経過につきましては省略いたしますが、精力的に審査に取り組み、採決を行った結果、各会計決算については、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

町理事者におかれましては、委員会審査を通じて、委員各位から述べられました質疑等について、今後の行政執行にあたって反映していただくよう、強く望むものであります。

令和4年度の決算を見ますと、町理事者及び職員各位のご努力により、財政の健全化判断比率は適正值内を維持しております。

今後の財政運営を考えますと、人口減少等による町税や地方交付税の減少、予定されている大型事業による公債費の増大など、厳しさを強いられる要因があり、楽観視できない状況であります。健全で持続可能な財政運営に向け、一層の努力を切に望むものであります。

なお、本委員会において意見調整の結果、町理事者に伝えるべきであるとの意見で一致しました事項について申し添えます。

町政執行方針では、農林、水産、商工業の担い手については、関係機関と連携を図りながら検討すると述べられておりましたが、後継者不足というのは、未だに慢性的な課題であると思われまます。そういう中で、令和4年度においては、地域おこし協力隊配置事業や、U・Iターン就職奨励金事業の取り組みを進め、人材確保育成に努力しているところがありますが、現状としましては、効果が明確ではなく、引き続き人材育成に努力を願うところであります。

監査委員におかれましては、例月出納検査、定期検査及び決算審査などに対して、ご尽力いただきましたことに、深く感謝申し上げます。

最後に、連日にわたり熱心に審査にあたられました委員各位、町理事者及び職員各位に対し、深く敬意と感謝を申し上げ、委員長のご補足説明といたします。

○議長（千葉 隆君） 委員長報告に対する質疑は、議長及び監査委員である議員を除く全議員が決算特別委員であることから、これを省略いたします。

委員長の報告は、いずれも原案のとおり認定すべきものであります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。認定第1号から第9号までに対する委員長報告は、いずれも認定すべきものであります。

認定第1号から認定第9号までについて、委員長報告のとおり認定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第9号までは、いずれも委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎ 日程第3 報告第1号

○議長（千葉 隆君） 日程第3、報告第1号、専決処分の報告についてを議題といたします。

本件は、損害賠償額の決定についての報告でございます。提出者の説明を求めます。

○学校教育課長（三坂亮司君） 議長、学校教育課長。

○議長（千葉 隆君） 学校教育課長。

○学校教育課長（三坂亮司君） おはようございます。

それでは報告第1号、専決処分の報告についてご説明いたします。

議案書37ページをお開きください。

地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、ご報告いたします。

議案書38ページをご覧ください。

専決処分の内容でございますが、本件は、令和5年6月7日、八雲町鉛川無番地先路上において、熊石小学校での業務を終え、公民館へ戻る途中、前方不注意により、車両左前方が、視線誘導標と接触し損害を与えた事故について、民法第715条第1項の規定により、その損害を賠償するため、損害賠償の額を決定したものでございます。

損害賠償の額は19万8,880円で、損害賠償の相手方は、議案書記載のとおりでございます。

今後、このようなことがないように、改めて安全運転を徹底するよう努めてまいります。

この度は、関係各位に多大なるご迷惑をお掛けしたことに、お詫び申し上げます。

以上、報告第1号、専決処分の報告についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（千葉 隆君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これをもって本件については、報告済みといたします。

◎ 日程第4 報告第2号

○議長（千葉 隆君） 日程第4、報告第2号、株式会社青年舎の経営状況の報告についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○農林課長（石坂浩太郎君） 議長、農林課長。

○議長（千葉 隆君） 農林課長。

○農林課長（石坂浩太郎君） おはようございます。

それでは報告第2号、株式会社青年舎の経営状況の報告についてご説明いたします。

議案書39ページをご覧ください。

本件につきましては、町が出資しております、株式会社青年舎の令和4年度経営状況に

ついて、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、議会にご報告申し上げるものでございます。

議案書 40 ページをご覧ください。

1 の事業概要につきまして、乳牛飼養頭数の増頭・確保を図りながら、搾乳ロボット等の省力化機械やコントラクター等の外部支援組織の活用を推進し、労働負担を軽減することで酪農経営を展開しております。

当期の売上高は、生乳販売と個体販売が主であり、乳用牛の増頭を計画的に行いながら、生乳生産量を拡大し、計画乳量を上回る成績を収めました。国内外の社会情勢の変動による飼料・肥料等の高騰、個体販売価格の下落等が長期化している影響を受け、1 億 6,172 万 2,000 円の当期純損失となっております。

2 の会計に関する事項につきまして、貸借対照表をご覧ください。

表の左側の部分、資産の部として、流動資産が 5 億 8,277 万 8,095 円、固定資産は 13 億 8,831 万 9,517 円、繰延資産が 4,709 万 8,193 円となり、資産の部の合計は 20 億 1,819 万 5,805 円となっております。

表の右側の部分、負債の部としては、流動負債が 2,226 万 3,533 円、固定負債が 21 億 3,552 万 2,239 円となり、負債の部の合計は 21 億 5,778 万 5,772 円となっております。

純資産の部は、合計で、マイナス 1 億 3,958 万 9,967 円となっており、負債及び純資産の合計は、資産の部合計と同額の 20 億 1,819 万 5,805 円となっております。

続きまして、議案書 41 ページの損益計算書をご覧ください。

売上高につきましては、生乳の販売を主として、個体販売、牧草販売など、売上高の合計は 5 億 6,189 万 7,241 円となっております。

売上原価は 6 億 2,212 万 5,541 円、販売費及び一般管理費は 1 億 3,804 万 1,378 円で、営業損失金額は 1 億 9,826 万 9,678 円となっております。

営業外収益については 5,367 万 3,479 円、営業外費用は 2,284 万 8,935 円であり、経常損失は 1 億 6,744 万 5,134 円となっております。

特別利益は 3 億 9,905 万 3,692 円、特別損失は 3 億 9,312 万 4,404 円であり、税引前当期純損失 1 億 6,151 万 5,846 円から、法人税 20 万 6,000 円を差し引いた当期純損失は、最下段にあるとおり 1 億 6,172 万 1,846 円となっております。

議案書 42 ページをご覧ください。

令和 5 年度の事業計画につきましては、家畜排せつ物の有効利用による地域循環の推進、新規就農者の確保と担い手の育成、育成預託事業、和牛受精卵移植事業により、議案書記載のとおり、事業を計画・展開しているところでございます。

以上、報告第 2 号、株式会社青年舎の経営状況の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これをもって本件については、報告済みといたします。

◎ 日程第5 報告第3号

○議長（千葉 隆君） 日程第5、報告第3号、株式会社木蓮の経営状況の報告についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） おはようございます。

報告第3号、株式会社木蓮の経営状況の報告についてご説明いたします。

議案書43ページをお開き願います。

本件は、町が出資しております株式会社木蓮の令和4年度の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、ご報告するものでございます。

議案書44ページをお開き願います。

1、事業概要について、株式会社木蓮は、商工業を中心とした産業人材の確保、育成を目的として、令和2年7月に八雲町、八雲商工会などが出資して設立いたしました。

令和4年度については、八雲町の企業版ふるさと納税に係る事務を受託し、その結果、28社、1,166万2,000円の受託手数料を収入源の中心としたほか、町から指定管理を受託している八雲町情報交流物産館、丘の駅の運営を担い、新型コロナウイルス感染症の影響が減少したことにより、観光需要が回復し、パノラマエリアの客数が増加した結果、166万3,000円の当期純利益となっております。

また、廃校活用した観光・交流促進部門のキャンプ・ワーケーション事業であります。ワーケーションモニターツアーやイベントによる利用率が増加し、12万8,000円の当期純利益となっております。

連結決算においては、木蓮本体の企業版ふるさと納税の実績と、丘の駅の営業実績が改善されたことにより、411万9,000円の当期純利益となっております。

次に、2、会計に関する事項の令和4年度決算の状況につきまして、貸借対照表をご覧願います。

資産の部の主なものとしては、現金預金が3,329万6,076円、有価証券が株式会社青年舎に係る普通株式として520万円、商品については、主に丘の駅の在庫資産として251万4,135円で、資産の部合計4,388万891円でございます。

負債の部につきましては、買掛金、未払金など記載のとおりで、負債の部合計1,353万8,281円でございます。

純資産の部につきましては、資本金3千万円、繰越利益剰余金として34万2,610円で、純資産の部合計3,034万2,610円でございます。

負債及び純資産合計は、資産の部と同額の4,388万891円であります。

繰越利益剰余金のうち、当期純利益金額の411万8,505円について、45ページの損益計

算書により説明させていただきます。

売上高は 8,045 万 9,462 円で、主なものは企業版ふるさと納税委託料と、丘の駅物産館売り上げによるものでございます。

売上原価 4,175 万 5,435 円は、主に丘の駅を中心とした商品仕入によるもので、売上総利益金額は 3,870 万 4,027 円であります。

販売費及び一般管理費は 3,480 万 6,076 円で、営業利益金額は 389 万 7,951 円であります。

これに営業外収益として、主に丘の駅の雑収入、法人税等の支出により、当期純利益金額は 411 万 8,505 円となっております。

続いて、議案書 46 ページをお開き願います。

令和 5 年度の事業計画は、木蓮部門、丘の駅部門、観光・交流促進部門の 3 つの部門により、それぞれ議案書記載のとおり計画し、事業展開をしているところでございます。

各部門の主な事業としては、木蓮本体は、企業版ふるさと納税による自治体 PR 業務を担うほか、人材育成事業として、令和 5 年度から八雲高校ビジネス科との町おこし事業、具体的には、起業体験の実施でございます。丘の駅は、物産振興事業として、アンテナショップの特性を生かした商品の販売、新規テイクアウトアイテムの商品開発。観光・交流促進部門、ペコレラ学舎では、テレワーク及びワーケーション事業の展開であります。

以上、報告第 3 号、株式会社木蓮の経営状況の報告といたします。よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これをもって本件については、報告済みといたします。

◎ 日程第 6 同意第 1 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 6、同意第 1 号、八雲町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 同意第 1 号、八雲町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについてご説明申し上げます。

本件は、現委員 3 名が、11 月 17 日をもって任期満了となることから、その後任の選任について議会の同意を求めようとするものであります。

選任しようとする委員については、議案書記載のとおりであり、略歴等は、お手元の参考資料 1 ページに記載しております。

いずれの方々も識見が高く、公正な立場で大局的な判断をいただける方であり、人望厚

く誠実な人柄であることから、委員として適任でありますので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意をお願いする次第でございます。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案趣旨の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（千葉 隆君） お諮りいたします。

本件については、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。議案書に記載の方々を、八雲町固定資産評価審査委員として同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、森岡毅夫さん、朱田幸夫さん、荒谷千鶴子さんを、八雲町固定資産評価審査委員として同意することに、決定いたしました。

◎ 日程第 7 同意第 2 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 7、同意第 2 号、八雲町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 同意第 2 号、八雲町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

本件は、現委員の 14 名が、11 月 30 日をもって任期満了となることから、その後任の任命について議会の同意を求めようとするものであります。

任命しようする委員については、議案書記載のとおりであり、略歴等は、お手元の参考資料 2 ページから 4 ページに記載しております。

いずれの方々も農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方であることから、委員として適任でありますので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意をお願いする次第でございます。

議員各位のご賛同をお願い申し上げます。提案趣旨の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（千葉 隆君） お諮りいたします。

本件については、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。議案書に記載の方々を、八雲町農業委員会委員として同意することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、田中勉さん、舟田進一さん、吉田英明さん、日野昭さん、安藤勉さん、片山伸雄さん、河原正憲さん、本間毅さん、佐々木尚志さん、田原和子さん、佐藤正之さん、前小屋忠信さん、小林貴樹さん、小倉潔さんを、八雲町農業委員会委員として同意することに決定いたしました。

◎ 日程第8 同意第3号

○議長(千葉 隆君) 日程第8、同意第3号、八雲町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○町長(岩村克詔君) 議長、町長。

○議長(千葉 隆君) 町長。

○町長(岩村克詔君) 同意第3号、八雲町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについてご説明申し上げます。

本件は、現委員のうち1名が11月17日をもって任期満了となることから、その後任の任命について議会の同意を求めようとするものであります。

任命しようとする委員については、議案書記載のとおりであり、略歴等は、お手元の参考資料5ページに記載しております。

教育に関する識見が高く、公正な立場で大局的な判断をいただける方であり、温厚にして誠実な人柄で委員として適任でありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いする次第でございます。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案趣旨の説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長(千葉 隆君) お諮りいたします。

本件については、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。議案書に記載の方を、八雲町教育委員会委員として同意することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、石岡美香さんを、八雲町教育委員会委員として同意することに決定いたしました。

◎ 日程第9 発委第1号

○議長（千葉 隆君） 日程第9、発委第1号、国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○10番（安藤辰行君） 議長、安藤。

○議長（千葉 隆君） 安藤君。

○10番（安藤辰行君） 発委第1号、国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書について、提出者を代表して提案説明いたします。

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給を担うとともに、本土特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、こうした北海道ならではの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

よって、国においては、国土の骨幹を形成する高規格道路から、国民の日常生活に最も身近な市町村道に至る道路網の整備や、老朽化対策などを着実に推進し、防災、減災、国土強靱化のための5か年加速化対策をより一層推進するため、6つの事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

議員各位のご賛同をよろしく願います。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第10 発議第1号

○議長（千葉 隆君） 日程第10、発議第1号、ブラッドパッチ療法、かつこ、硬膜外自家血注入療法に対する適正な診療上の評価等を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○6番（宮本雅晴君） 議長、宮本。

○議長（千葉 隆君） 宮本。

○6番（宮本雅晴君） 発議第1号、ブラッドパッチ療法、硬膜外自家血注入療法に対する適正な診療上の評価等を求める意見書。提出者を代表して提案説明をいたします。

交通事故、スポーツ、落下事故、暴力など全身への外傷等を原因として発症する脳脊髄液漏出症、減少症によって、日常生活を大きく阻害する様々な症状に苦しんでいる患者の声が、全国各地から国へ数多く寄せられていた。その後、平成18年に山形大学を中心に関連8学会が参加し、厚生労働省研究班による病態の解明が進んだ結果、平成28年より同症の治療法であるブラッドパッチ療法、硬膜外自家血注入療法が保険適用となった。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。議員各位の皆様におかれましては、ご賛同のほどよろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第11 発議第2号

○議長（千葉 隆君） 日程第11、発議第2号、現行の健康保険証の存続を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○3番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田君。

○3番（横田喜世志君） 発議第2号、現行の健康保険証の存続を求める意見書について、提案説明いたします。

政府は、国民の利便性向上などとの観点から、来年秋に現行の健康保険証を廃止して、マイナンバーカードと健康保険証を一体化することとしております。

現行の保険証が廃止されれば、任意であるはずのマイナンバーカードの取得が、事実上義務化され、マイナンバーカードを持たない人は、保険診療が受けられない恐れがあります。

以上のことから、国に対して、現行の健康保険証を存続させることを求めるものであり

ます。

議員各位のご賛同を、よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「あり」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議がありますので、本案は、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（「賛成者起立」）

○議長（千葉 隆君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第 12 発議第 3 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 12、発議第 3 号、下水サーベイランス事業の実施を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○6 番（宮本雅晴君） 議長、宮本。

○議長（千葉 隆君） 宮本。

○6 番（宮本雅晴君） 発議第 3 号、下水サーベイランス事業の実施を求める意見書について、提出者を代表して提案説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の 5 類移行後、感染者数の把握が定点把握に変更されたこともあり、正確な感染状況が見えづらくなっている現在、今後起こりうる感染のピークや傾向を把握するためにも、また、新たな感染症に対応するためにも、下水サーベイランス、疫学調査を、全国の地方公共団体の下水処理場で実施すべきである。

感染症対策の基本は、適切な検査を正確に行うことが肝要だが、PCR 検査などでは、感染者が自主的に検査を受けなければ陽性者を特定できず、各地域の感染の広がり傾向をつかむことはできない。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

議員各位の皆様におかれましては、ご賛同のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 13 発議第 4 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 13、発議第 4 号、福島第 1 原発にたまる処理水の海洋放出中止を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○2 番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2 番（佐藤智子君） 発議第 4 号、福島第 1 原発にたまる処理水の海洋放出中止を求める意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。

政府は、東京電力福島第 1 原発にたまる処理水の放出を 8 月 24 日から始めることを決めました。

政府及び東京電力は、2015 年、福島県漁業協同組合連合会に対し、文書で、関係者の理解なしにいかなる処分も行わないと約束しましたが、この度の決定は、その約束を公然と投げ捨てるものであります。

全漁連は、海洋放出については、依然として反対するという立場を堅持する、と明言しています。処理水の放出に反対している道漁連の阿部国雄会長は、漁業者の将来に対する不安を払拭するため、影響を注視していく必要がある、とのコメントを出しています。

水産物の風評以外にも、加工・輸送・卸業・観光など、地域経済に大きな影響をもたらすのが海洋放出です。

道内水産業への影響は、道南、そしてわが町のホタテやナマコ等の輸出へ、影響が及ぶことは目に見えています。

よって、国と東京電力は直ちに処理水の海洋放出を中止し、福島第 1 原発にこれ以上処理水がたまらないような手立てを取るよう強く求めます。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(「賛成者起立」)

○議長(千葉 隆君) 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第 14 発議第 5 号

○議長(千葉 隆君) 日程第 15、発議第 5 号、脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラー・エコノミー、循環型経済の推進を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○6 番(宮本雅晴君) 議長、宮本。

○議長(千葉 隆君) 宮本。

○6 番(宮本雅晴君) 発議第 5 号、脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラー・エコノミー、循環型経済の推進を求める意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。

現在、気候変動防止に向けた社会の脱炭素化、カーボン・ニュートラルや、生物多様性の保全と活用への自然再興、ネイチャー・ポジティブは、人類社会を持続可能なものにする上で、最も重要な課題の一つとなっている。

今こそ、資源効率性の最大化と環境負荷の低減の両立を目指して、大量生産から大量廃棄を生むリニア・エコノミー、直接型経済から、廃棄される製品や原材料などを資源と捉え、循環させる新しい経済システムであるサーキュラー・エコノミー、循環型経済への転換が必要である。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。議員各位の皆様におかれましては、ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長(千葉 隆君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第15 発議第6号

○議長(千葉 隆君) 日程第15、発議第6号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○7番(倉地清子君) 議長、倉地。

○議長(千葉 隆君) 倉地さん。

○7番(倉地清子君) 発議第6号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書を提出いたします。

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するため、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災、減災対策をさらに進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要であります。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望するものであります。

議員各位の皆様のご賛同を、よろしくお願いいたします。

○議長(千葉 隆君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第16 発議第7号

○議長(千葉 隆君) 日程第16、発議第7号、東京電力福島第1原発にたまる処理水放出によって生じる課題に迅速に取り組むことを求める意見書を議題といたします。提出

者代表の説明を求めます。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） 東京電力福島第1原発にたまる処理水放出によって生じる課題に、迅速に取り組むことを求める意見書。

東京電力福島第1原発にたまる処理水の放出事業が、8月24日から始まりました。

処理水の問題は、廃炉作業で生じる数ある廃棄物の一つに過ぎません。推計 880 トンの溶け落ちた燃料デブリの処理問題や、大量の瓦礫の処分問題も、関係者の理解なしでは前に進まないはずで。もちろん、理解に齟齬があってはなりません。

今回の中国による水産物の全面禁輸措置を、想定外として対応を怠ることは許されません。これからの処理水や廃炉作業は、30 数年間にも及ぶという。この間に何度の想定外が潜んでいるのかという疑念が持たれるような行動は、厳に慎むべきです。これ以上、漁業・水産加工業者を不安にさせないためにも、約束されたことは速やかに実行しなくてはなりません。

以下、約束された事に基づく関係者の希望を列挙いたします。

一、風評被害の判断、基準づくりを、漁業・水産加工業者を交えて作り、迅速且つ完全に遺失利益の補償を実行すること。

一、ホタテをはじめ、水産物の新たな輸出先や販路開拓への支援をすること。

一、ホタテの地場加工を進める上での設備投資と、H A C C P 対応への支援、併せて、そこで働く労働力確保への支援をすること。

一、ホタテ以外の水産物にも広がる影響を、注視して対応すること。

一、これを機に作られた協議の場を活用し、これからの漁業・水産加工業について、継続して協議すること。

これらの事柄について、当事者である全国の漁業・水産加工業者を広く参集し、十二分に協議して、中身を煮詰めて、実効性のある対策を講じられることを、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

議員各位のご賛同を、よろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 17 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（千葉 隆君） 日程第 17、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

ご報告いたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第 73 条の規定により、特定調査事項について、閉会中の継続調査を行いたい旨の申出書が提出されております。申出書は、お手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

◎ 日程第 18 議員派遣の件

○議長（千葉 隆君） 日程第 18、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣については、会議規則第 124 条第 1 項の規定により、お手元に配布のとおり決定したいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

◎ 閉会宣告

○議長（千葉 隆君） これをもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて議了いたしました。

よって、令和 5 年第 3 回八雲町議会定例会を閉会いたします。

〔閉会 午前 10 時 56 分〕